

報 道 資 料

令和5年4月18日

奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課

担当：夏秋、松本

TEL (0742) 27-7499(直通)

(内線4150・4151)

国道168号十津川村長殿地内の崩土による通行止について（第4報）

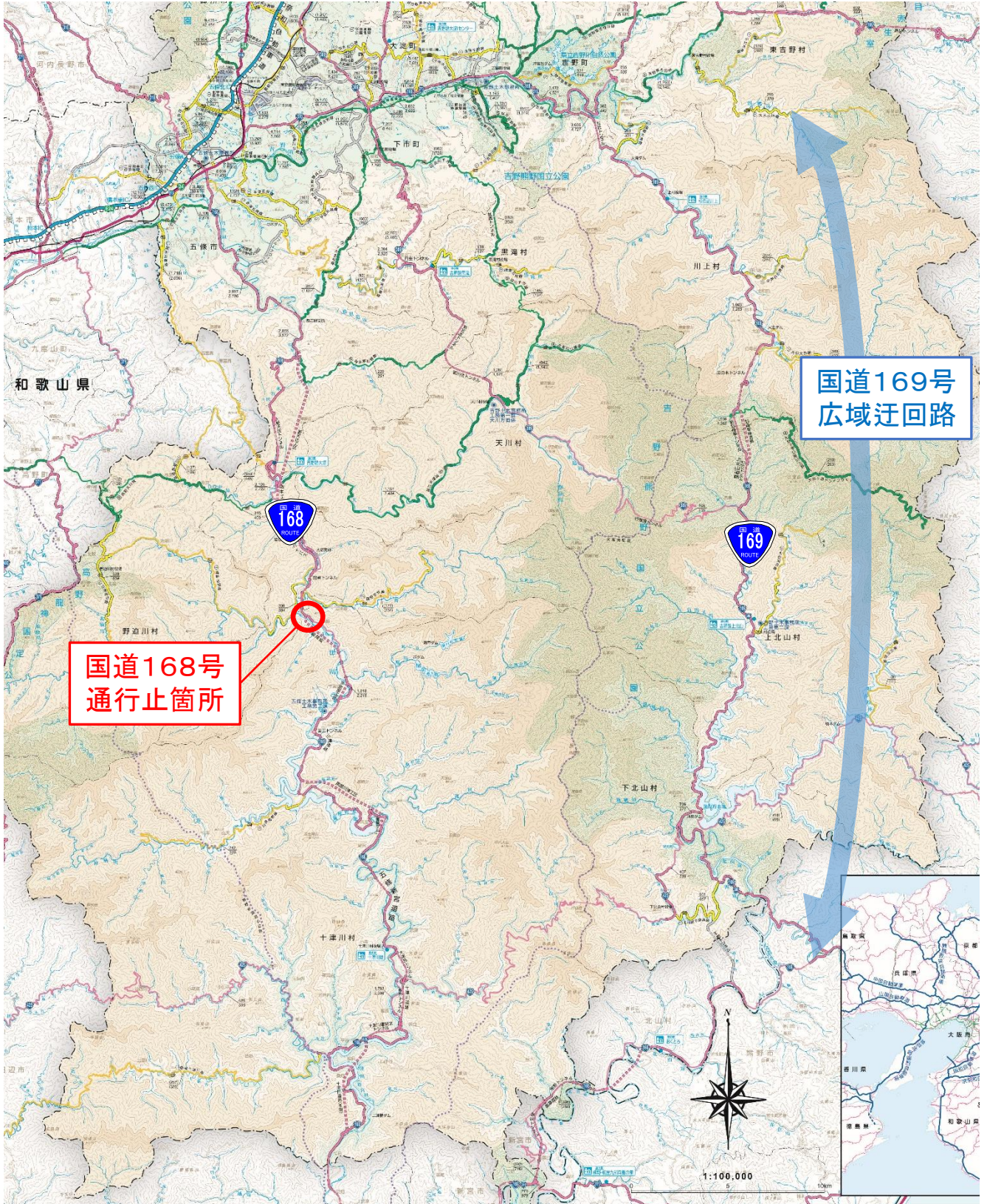
4月9日未明に確認された崩土により、通行止を実施しております国道168号（十津川村長殿地内）について、地権者の協力が得られ、道路に隣接する河川に仮設道路を設けることができたことから、4月19日（水）7時から普通車以下の一般通行車両について交互通行を可能とします。

なお、通行車両の安全確保のため、ガードマンを配置し通行可能時間を7時から18時として運用を行いますが、降雨や河川水位の状況により通行を禁止する場合があります。

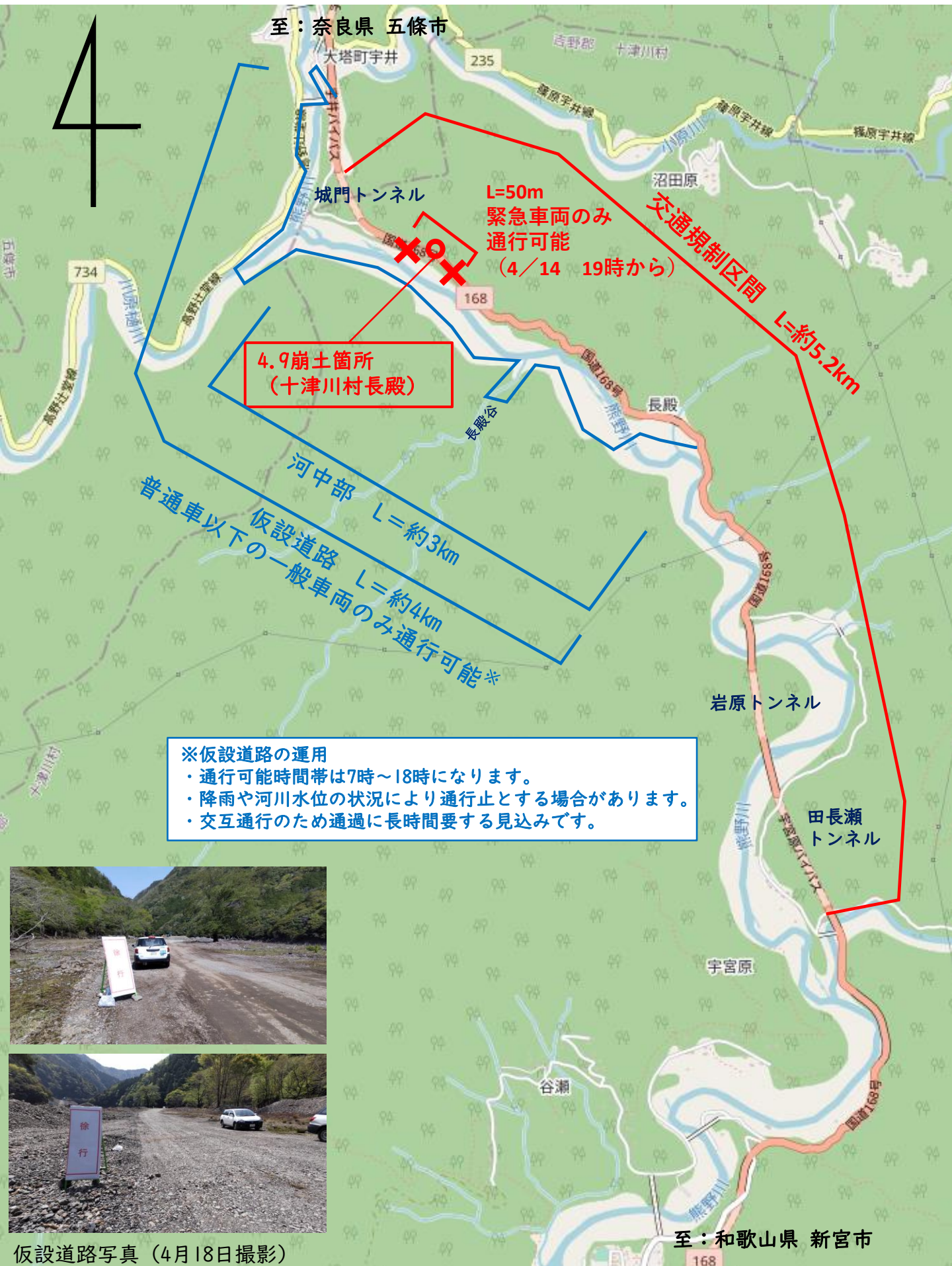
この仮設道路は、工事用道路など未舗装の道路で構成されているため、徐行をお願いします。また、交互通行のため、通過には通常より長時間を要する見込みです。当地域を目的とされない通過交通の方々におかれましては、引き続き広域迂回でのご協力をお願いします。

今後も引き続き、現道での一般車両の通行確保に向けた応急対策や規制解除に向けた恒久対策を進めてまいります。

国道168号 十津川村長殿地内の通行止について



一般国道168号崩土に係る緊急車両の通行と仮設道路について



仮設道路写真 (4月18日撮影)